

公的支援措置のご案内

(中小企業等経営強化法)

設備投資を決断する、
チャンスです!



DMG MORIの
製品は
全機種が対象

DMU 75 monoBLOCK®

中小企業等経営強化法 (平成28年7月 施行)

固定資産税の軽減、公的機関による低利子融資等、
様々な経営支援が受けられます!

固定資産税の軽減措置

3年間、1/2に軽減

利用できる方 資本金1億円以下の会社、個人事業主など

対象設備 160万円以上の機械及び装置であること (新品)

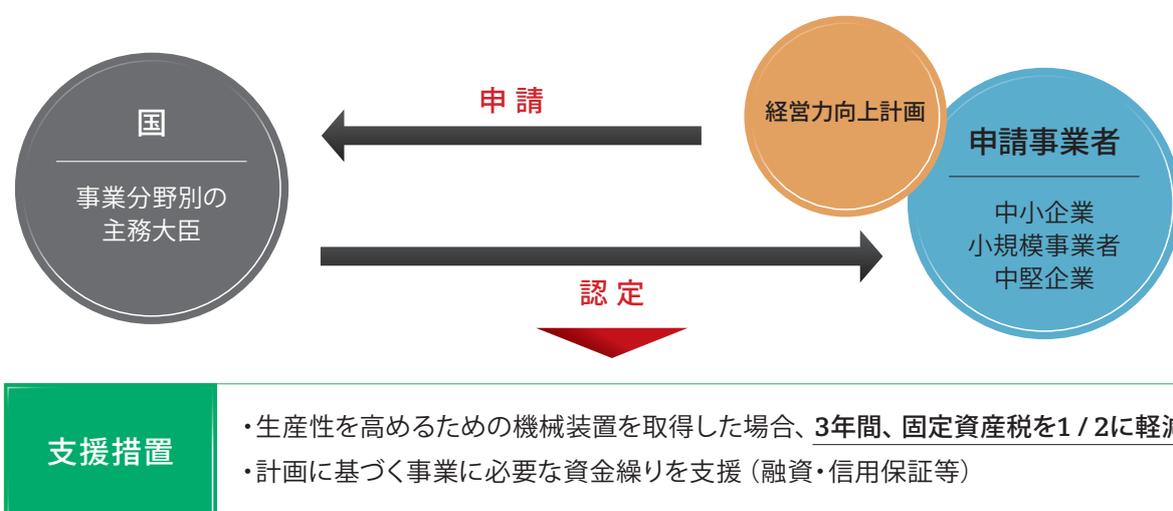
要件 生産性が年平均1%以上向上する設備 など

詳しくは、弊社の営業担当者までお問い合わせください。

制度概要

1. 経営力向上計画

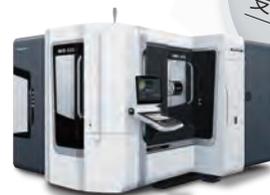
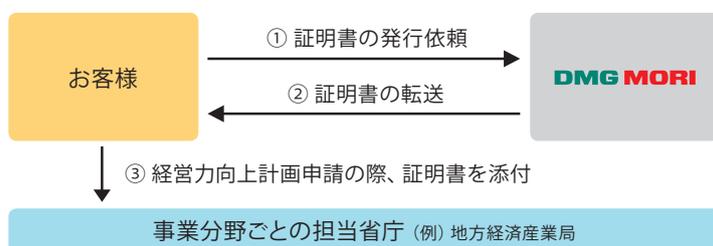
「経営力向上計画」が認定された事業者様は、税制や金融の支援等を受けることができます。



2. 固定資産税軽減措置

経営力向上計画が認定された事業者様は、法律の施行日（平成28年7月1日）から平成31年3月31日までに生産性を高めるための機械装置を取得した場合、その翌年度から3年度分の固定資産税に限り、当該機械装置にかかる固定資産税を1/2に軽減します。

[必要手続]



NHX 4000 2nd Generation

簡単な手続で、
軽減措置が
受けられます。

[対象設備]

- 販売開始から10年以内のもの
- 160万円以上の機械及び装置であること
- 旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの
- 中古資産でないこと

[軽減措置を受けた場合の効果例]

例えば、3千万円の機械の場合 ⇒ 初年度188,000円、3年間で455,000円節税できます！

3. ご相談・お問合せ先

詳しくは中小企業庁ホームページをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

DMG森精機セールスアンドサービス株式会社

□名古屋市中村区名駅2丁目35-16 (〒450-0002) TEL. (052) 587-1862

DMG MORI

PT-MEASURES-A4-JA01V
V.1608.CDT.0000